

福岡地方裁判所委員会（第40回）議事概要

1 開催日時

平成27年7月3日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所検審査会議室

3 出席者

（委員）

川口宰護委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，貝阿彌千絵子委員，北野彰委員，澤田知子委員，鈴木芳胤委員，野田部哲也委員，長谷川彰委員，樋口公一委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，村山由香里委員，吉本圭一委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

町田政弘事務局長，今坂健司民事首席書記官，松岡俊二刑事首席書記官，豊田一生福岡第一検察審査会事務局長，樋口浩福岡第一検察審査会事務局総務課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

吉岡誠総務課長，寺島秀樹総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 「検察審査会制度の概要について」

（豊田一生福岡第一検察審査会事務局長から，検察審査会制度の概要について説明した上で，意見交換を行った。）

○ 検察審査会法施行後から平成26年末現在にかけて，全国の統計で検察審査会が起訴相当と議決した件数が2,402件，不起訴不当と議決した件数が15,669件あるとのことですが，そのうち検察官が起訴した件数はどれくらいあるのでしょうか。

◇ 平成25年までの最高裁の統計ですが，起訴まで至った件数は約1,500件のようです。

- 第一段階の審査で不起訴不当又は起訴相当の議決を受けて、検察官が再捜査した結果、再度不起訴となった場合に、第二段階の審査に移ることになりますが、そこで再度起訴相当となる事例は極めて限られていると思われます。それが先ほど説明のあった平成21年の改正法施行後に起訴議決された件数が11件という数字に表れていると思います。
- 検察審査会による審査会議は非公開とのことですが、議事録を公開する方向で動く向きはあるのでしょうか。
- ◇ 議事録は審査情報に当たりますので、公開の対象にはならないとされています。今後公開する動きがあるかどうかは分かりません。
- △ 審査申立てがあれば、全て受け付けるのですか。スクリーニングすることがあるのでしょうか。
- ◇ 申立てがあれば全て受け付けます。受付を拒否することはありません。
- △ 全国の年間の取扱件数で見た場合、年によっては多い少ないがあるのでしょうか。
- ◇ 平成21年の改正法施行以降、概数値で少し年によって幅はありますが、だいたい年間約1,900件から約2,600件前後で推移しているようです。
- 福岡の6つ検察審査会の年間の合計取扱件数ですと、どれくらいでしょうか。
- ◇ 平成21年の改正法施行以降、概数値になりますが、年間90件から170件の間で推移しています。
- 福岡の場合、件数が多いと言えるのは、福岡第一検察審査会、福岡第二検察審査会と小倉検察審査会です。
- 検察審査会に対する審査申立ては、いつまでにしないといけないという決まりはあるのでしょうか。
- ◇ 公訴時効が完成する前までにする必要があります。
- ◎ 先ほど、検察官が起訴した件数は約1,500件あったとの説明がありましたが、さらにそのうち、一審で有罪又は無罪となった件数は分かりませんか。
- ◇ 検察審査会法施行以降、概数値ではありますが、有罪は1,400件弱程度、

無罪は100件弱程度となっているようです。

- ◎ 検察官としても、検察審査会で起訴相当又は不起訴不当と議決されたものを再捜査して、また不起訴にするのはハードルが高いのが実情です。
- そうすると、検察審査会の存在意義は大きいものがあると感じます。
- ◎ 検察官としても、平成21年の改正法施行以降、不起訴とする場合には、検察審査会を意識して、その理由が一般の方に分かりやすいように配慮しています。
- △ 再捜査して、起訴して有罪になる件数がこれだけあるのであれば、最初の捜査の段階から起訴できれば良いように思われますが、実情はどうなのでしょう。
- ◎ いろいろな種類の事件がありますし、最初の捜査のときは分からなかった証拠が再捜査して出てくることも多いのです。交通事故の例が典型ですが、不起訴にしたときには被害者の負傷の程度が軽く、再捜査時点で重い後遺症が出ていたなど、ケースバイケースなので、一概に最初の捜査で起訴可能であったとは言いきれないのが実情です。
- 検察審査会の存在意義が最初の捜査に影響を与えるということはあるのでしょうか。
- ◎ 直接的にあるかどうかは分かりませんが、間接的には影響を与えているのではないかと思います。
- △ ただ、統計的にはその影響があまり見られないようですので、その点が興味深く感じます。
- 被害者等の方が検察審査会に審査申立てをするかしないかのサポートを弁護士がすることはあるのでしょうか。
- ◎ たくさんあるとは言えませんが、弁護士がサポートすることはあると思います。
- 被害者側としては、選択肢として、検察審査会に審査申立てをするほかに、検察官に再捜査を求めることも考えられます。

- ◎ 検察審査会が職権で審査を開始する場合とはどのような場合でしょうか。
- ◇ 平成12年の犯罪被害者保護にかかる改正法施行前は、例えば死亡した被害者の遺族には、申立権が認められなかったので、事案によっては職権で審査を開始するという場合がありますでしたが、同改正法施行後は遺族にも申立権が認められましたので、職権審査という形は取らなくなりました。他には検察審査会が新聞記事等で自ら知り得た資料をきっかけに職権で審査を開始するという場合もあります。
- 例えば、世間を賑わせた事件で、組織のトップに対して法的に起訴が難しい事例であったとしても、市民感情として納得いかずに検察審査会の場に持ち込まれているという実情があるのかなと感じるときがあり得ます。
- ◎ 検察官としては、無罪の確率が高ければ、裁判にかかる負担等を考慮して起訴はしませんので、市民感情的に納得いかない場合であったとしても、そこはどうしようもないかと思われまます。
- ◎ 検察審査員と補充員がそれぞれ11人ということで、裁判員制度での裁判員と補充裁判員よりも多いという印象があるのですが、実際に検察審査員と補充員は会議に何人くらい出席されているのでしょうか。
- ◇ 福岡第一検察審査会の場合ですが、だいたい15人から16人くらい出席されていると思います。特に、冬場は風邪を引いたなどの体調不良を理由に欠席される方が多いという印象です。
- ◎ 補充員が11人とは多い印象があったのですが、風邪等で体調を崩して欠席される方などを考慮すると、確かにそれくらいの数は必要と感じました。
- ◎ 補充員の方は、審査会議の場で意見は言えるのですか。
- ◇ 意見は言えます。ただし、議決権はありません。
- 冒頭の説明の最後に話があったように、検察審査会制度自体が裁判員制度よりも確かに知名度が低いと感じました。もっと国民に周知していく必要があるのではないのでしょうか。
- ◇ 福岡地裁管内で実際に検察審査員又は補充員に選任された人を対象として実

施した調査では、検察審査会制度の知名度は約34パーセントでした。実際に選ばれた検察審査員又は補充員が任期を終えた後に、審査の内容以外の感想を述べてもらって、まだやったことない方に制度を広めていただくことは構いませんし、ありがたいことだと思っています。

□ 検察審査員又は補充員の任期中は守秘義務があります。審査の内容は起訴されていない情報がほとんどですから機密性が非常に高く、また、多くの関係人のプライバシーを保護する必要がありますので、任期中は話したくても話せないのが現実だと思います。

◎ 検察審査員の任期を終えた方からの感想はどういったものがありますか。

◇ 最初は自分に務まるのかと不安でしたが、6か月という任期を終えて、良い経験になったと述べられる方が多いです。

○ 審査会議はどのような様子なのでしょうか。

◇ 雰囲気は通常の会議と変わりませんが、対象となる不起訴記録の読み込みを行い、意見を検察審査員、補充員問わずに述べ合っています。弁護士である審査補助員がホワイトボードなどを使って事案の説明をするときもあります。

(2) 委員長代理の指名

次回委員会までの間、地方裁判所委員会規則6条3項に基づき、鈴木芳胤委員が委員長代理に指名された。

(3) 次回委員会（第41回）の予定

ア 日時

おって指定

イ テーマ

裁判員裁判の実施状況等について

以上